

グループホーム静春

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の運営規程

第1条 医療法人梅田クリニックが開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護グループホーム静春（以下「事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 認知症状態で要介護状態又は要支援状態にある者（要支援1の者を除く）に、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所の従業者は、認知症状態で要介護状態である者（著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、運営推進会議を設置し、おおむね2カ月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム静春
- (2) 所在地 岐阜市西島町2番6号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2人（兼務）内1名介護支援専門員
計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- (3) 介護職員 常勤 15人
非常勤 2人（常勤換算 0.8人）
*夜勤時間帯は、常時 2人配置（各ユニットに1名）
介護職員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（介護計画の作成）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2. 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談のうえ説明し同意を得る。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。
4. 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

（利用料その他の費用）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2. 前項のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 居住費 一般 60,000円/月

特別室	80,000円/月
(2) 管理費 (光熱費等)	20,000円/月
(3) 食事材料費	45,000円/月
(4) 紙おむつ	130円/枚
紙パンツ	120円/枚
パット	40円/枚

(5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費。

3. 前項に定める利用料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(利用者の定員)

第8条 利用者の定員は18人とする。(全室個室)

(入居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であること確認する。

2. 利用者が入院治療を要する場合は、病院若しくは診療所を紹介する。
3. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(情報の保持)

第10条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合等並びに別に定める文書(個人情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中および契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(管理)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を充て、火元責任者には事業所従業者を充てる。
- (2) 火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常火災設備は、常に良好に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）及び利用者を含めた総合訓練・・・年2回以上

②非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待等の禁止)

第16条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める行為等を行ってはならない。

(1) 身体的虐待

(2) 性的虐待

(3) 心理的虐待

(4) 経済的虐待

(5) 介護・世話の放棄・放任

(その他運営に関する留意事項)

第17条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 1年1回

2. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人梅田クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成16年11月 3日から施行する。

(附則) この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成17年 5月16日から施行する。

(附則) この規程は、平成17年10月21日から施行する。

(附則) この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

(附則) この規定は、平成20年 3月 5日から施行する。